

平成 22 年 6 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
1	敬老祝金支給事業(長寿慶祝事業)			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	3	2	保健福祉局 福祉部 高齢福祉課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	さいたま市敬老祝金支給条例			
予算要求事業の概要				
内容	今日の社会の礎を築かれた高齢者に対し、敬愛の念を表し長寿をお祝いすることを目的として、一定の年齢に達した高齢者に敬老祝金を支給します。			
目的・目標	<p><目的> 今日の社会の礎を築かれた高齢者に対し、敬愛の念を表すとともに、長寿をお祝いします。</p> <p><目標(平成22年度)> さいたま市敬老祝金支給条例に基づき、一定の年齢に達した高齢者に対し、敬老祝金を支給します。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成22年6月時点)> 平成22年度予算においては、平均寿命の変化及び現金給付からサービス給付への転換を図るため、敬老祝金の支給年齢及び金額の変更に係る条例改正案の内容に合わせて予算計上しています。</p> <p><課題> 敬老祝金支給条例改正案が否決されたことにより、現行条例と予算の内容が一致していません。また、敬老祝金の支給は9月の敬老の日に行っているため、速やかな対応が必要となります。</p>			
今後のスケジュール	平成22年7月～8月	敬老祝金支給準備		
	平成22年9月	敬老祝金の支給		

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	さいたま市敬老祝金支給条例と予算が不一致のため、速やかに整合を図る必要があります。 また、敬老祝金の支給日は条例により9月と規定されているため、事務手続きなどを考慮すると、6月末までに対応する必要があります。
	実施義務	根拠法令等 さいたま市敬老祝金支給条例
効果	他市の実施状況	政令市：11市実施(仙台市、千葉市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市) 県内他市：戸田市・春日部市・上尾市など
	対象者	75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上
	効果	平成21年度までと同じ年齢層の方に、敬老祝金を支給することができます。

3 当初予算、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

区分	金額		備考																																							
	当初予算	補正予算																																								
平成22年度	100,077		<積算内訳> 1 敬老祝金支給事業(長寿慶祝事業)																																							
	財源内訳 ① 一般財源	100,077																																								
6月補正予算	277,529		<積算内訳> 1 敬老祝金支給事業(長寿慶祝事業)																																							
	財源内訳 ① 一般財源	277,529	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補正前</th> <th colspan="2">補正後</th> </tr> <tr> <th>支給年齢</th> <th>金額</th> <th>支給年齢</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88歳</td> <td>77,850千円</td> <td>75歳</td> <td>102,900千円</td> </tr> <tr> <td>99歳</td> <td>8,600千円</td> <td>80歳</td> <td>136,060千円</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>10,500千円</td> <td>85歳</td> <td>81,180千円</td> </tr> <tr> <td>100歳以上</td> <td>2,780千円</td> <td>90歳</td> <td>40,020千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>95歳</td> <td>11,800千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100歳以上</td> <td>4,880千円</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td>347千円</td> <td>事務費等</td> <td>766千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100,077千円</td> <td>合計</td> <td>377,606千円</td> </tr> </tbody> </table>	補正前		補正後		支給年齢	金額	支給年齢	金額	88歳	77,850千円	75歳	102,900千円	99歳	8,600千円	80歳	136,060千円	100歳	10,500千円	85歳	81,180千円	100歳以上	2,780千円	90歳	40,020千円			95歳	11,800千円			100歳以上	4,880千円	事務費等	347千円	事務費等	766千円	合計	100,077千円	合計
補正前		補正後																																								
支給年齢	金額	支給年齢	金額																																							
88歳	77,850千円	75歳	102,900千円																																							
99歳	8,600千円	80歳	136,060千円																																							
100歳	10,500千円	85歳	81,180千円																																							
100歳以上	2,780千円	90歳	40,020千円																																							
		95歳	11,800千円																																							
		100歳以上	4,880千円																																							
事務費等	347千円	事務費等	766千円																																							
合計	100,077千円	合計	377,606千円																																							
	277,529		<査定内容> 1 敬老祝金支給事業(長寿慶祝事業)																																							
	財源内訳 ① 一般財源	277,529																																								
			<査定理由> 現行条例に基づく敬老祝金の支給を9月に行う必要があることから、必要な経費と判断し、6月補正予算に計上することとしました。																																							
	277,529		<査定内容> 1 敬老祝金支給事業(長寿慶祝事業)																																							
	財源内訳 ① 一般財源	277,529																																								
			<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。																																							